省　　令

○農林水産省令第四十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項及び第五十二条の二第四項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十五日　　農林水産大臣　森山　**裕**

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第百三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（農地台帳に記録された事項の提供）」を付する。

第百三条の次に次の一条を加える。

第百三条の二　農業委員会は、市町村長に対し、法第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地及び農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）が設定された農地について農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第百一条第一号、第三号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

2　農業委員会は、前項の規定により提供した事項に変更があつた場合には、市町村長に対し、速やかに、当該変更後の事項を提供するものとする。

別記様式（第74条関係）

農地における利用の意向について

平成　　年　　月　　日

住所

氏名

電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から6月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

記

農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向（以下の選択肢の番号（⑤の場合は、意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

① 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：○○）が行う農地中間管理事業を利用します。（注1）

② 当該農地について、農地利用集積円滑化団体（団体名：○○）が行う農地所有者代理事業を利用します。（注2）

③ 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。

④ 自ら耕作します。

⑤ その他

（注1）農業振興地域内の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（注2）市街化区域外の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（記載要領）

1　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2　届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。

（備考）

1　必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。

2　農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十五日　　経済産業大臣　林　　幹雄

関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令

関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成十八年経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「以下同じ。）（」を削る。

第二条第一項中「申請者」を「意見申請者」に、「申請書」を「意見申請書」に改め、同条第二項中「申請書」を「意見申請書」に改め、同条第三項中「申立不正競争差止請求権者」を「意見申請者」に改め、同項各号中「申請者」を「意見申請者」に改める。

第三条第一項中「申請者」を「意見申請者」に、「申請書」を「意見申請書」に改める。

第四条第一項中「経済産業大臣は、法」の下に「第六十九条の七第一項若しくは」を、「第六十九条の八第一項（」の下に「これらの規定を」を、「含む。）」の下に「、第六十九条の十七第一項」を、「する者」の下に「その他の利害関係者」を加え、同条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

（経済産業大臣の認定）

第四条　経済産業大臣は、法第六十九条の四第一項又は第六十九条の十三第一項の規定により経済産業大臣の認定を求めようとする申立不正競争差止請求権者（以下「認定申請者」という。）の申請に基づき、又は職権で、当該申請に係る貨物若しくは当該申請に関連する特定の貨物が不正競争防止法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物に該当し、かつ、当該申請に係る者若しくは当該申請に関連する特定の者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないと認めるときは、法第六十九条の四第一項又は第六十九条の十三第一項の規定により認定を行うものとする。

（経済産業大臣の認定を求める旨の申請）

第五条　認定申請者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第三による認定申請書（以下「認定申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあってはその代表者若しくは管理人又は当該代表者若しくは管理人から委任を受けた責任者の氏名

二　不正競争防止法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物に該当すると思料する貨物及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないと思料する者

三　認定を求める理由

四　その他参考となるべき事項